

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年5月30日（平成28年（行情）諮問第392号）

答申日：平成28年8月31日（平成28年度（行情）答申第273号）

事件名：特定の建築計画に係る特定建築審査会の不服申立て事件について平成27年以降に関係機関とやり取りした内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定建築計画（建築主：特定会社A，特定会社B）に係る特定建築審査会の不服申立て事件について平成27年以降に関係機関とやりとりした内容がわかるもの（決裁文書，供覧文書等を含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年12月22日付け国広情第272号による不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件対象文書は，特定建築審査会の特定審査請求事件A及び特定審査請求事件B（以下「本件不服申立て事件」という。）に係るものである。本件対象文書の開示請求に対して，処分庁は，対象公文書として本件不服申立て事件の再審査請求書を特定し，再審査請求がされていないことを理由に，本件対象文書が存在しないとした。

しかしながら，本件対象文書が何もないとは考えにくい。例えば，添付資料のように，本件不服申立て事件については大々的に報道されている。本件不服申立て事件の処分庁である特定法人は，国土交通大臣が指定した指定確認検査機関であり，本件不服申立て事件についての報告がされていることが考えられる。特定行政庁である特定地方公共団体首長からの情報提供がされていることも考えられる。本件対象文書の存否を

再度調査願う。

(本答申では添付資料は省略)

(2) 意見書 1

ア 特定建築物の経緯は、次のとおりである。

(具体的な記載の部分については、本答申では省略)

本件開示請求の時点で、本件建築主は2回の建築確認取消し裁決を受け、計画は頓挫している。下記に述べるように、特定建築物の建築確認取消し裁決について、国土交通省は協議している。本件建築主、特定法人、特定地方公共団体などとやり取りをした内容が分かる文書が存在するはずである。

イ 特定時期Aに特定建築物について特定建築審査会が建築確認取消し裁決を行った時、国土交通省は特定法人から、特定建築物計画に関する文書を提出させている(特定答申Aに係る文書)、同様に、国土交通省は特定法人から、特定時期Bの執行停止の決定や、特定時期Cの建築確認取消し裁決についての文書を提出させていることが考えられる。

ウ 特定地方公共団体情報公開条例により開示された文書によると、特定時期Cの建築確認取消し裁決を受けて、本件建築主は特定地方公共団体及び国土交通省と協議している。協議の内容について記載した文書の存在が考えられる。

エ 以上の状況から、本件開示請求に対する国土交通大臣の文書の特定は正しくないと考えられる。国土交通省の文書の存否について、異議申立人では調査できないので、審査会の権限で調査して欲しい。

オ 国土交通大臣は、本件を存否応答拒否にするべき事例であると弁明するが、特定時期Cに特定建築審査会が特定建築物の建築確認を取り消す裁決をしたことは報道等で広く知られている。国土交通大臣も本件の不開示決定通知書で建築確認取消し裁決を認めている。

特定答申Aに係る審議では、国土交通大臣は存否応答拒否を主張したりせず、文書の存在を明らかにしていた。本件で特に存否応答拒否にするべき事情があるのであれば、その事情を説明して欲しい。

添付書類

① 特定日付け特定新聞記事

② 特定答申A

(本答申では添付資料は省略)

(3) 意見書 2

意見書1に資料を追加する。

追加する資料

特定答申B(建築確認取消し裁決を受けて、建築主が国土交通省と

協議していることを示すもの。建築主は、当該事件の処分庁からの契約履行の調査等に応じる義務があり、当該事件の諮問庁は、審査会事務局職員からの聴き取り調査に対し、建築主が国土交通省と協議をしている旨を聴いていると回答している。）

(本答申では資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件異議申立てに係る開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を探索したところ、本件対象文書を取得した事実がなく、存在しないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定(原処分)を行った。
- (3) これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めて、平成28年2月13日に異議申立てを行った。

2 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして不開示決定を行った。

異議申立人は、本件対象文書が何もないとは考えにくいと主張していることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 本件対象文書の取得の事実について

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)

94条1項においては、建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事等の処分に不服がある者は、当該処分等に係る建築物について基準法6条1項の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる」と規定されている。そして、基準法95条においては、建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる」と規定されている。

本件不服申立て事件に関する事実としては、建築審査会はその裁決について処分庁に報告する義務はなく、また、現時点において本件不服申立て事件に対する再審査請求が行われていないことから、処分庁において、関係機関である特定地方公共団体及び特定建築審査会と資料のやり取りは行っていない。

そのため、処分庁は本件対象文書を取得しておらず、本件対象文書は不存在である。

なお、異議申立書において、再度の調査を求められた特定法人に係る本件不服申立て事件の資料については、仮に当該報告が行われるとした

ら、特定法人が自らの業務として行った建築確認に対する不服申立て事件に関する文書に該当すると考えられ、当該存否情報を明らかにすることは、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに規定する不開示情報に該当し、当該文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により文書の存否を回答することはできない。

(2) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書が不存在とした原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月29日 異議申立人から意見書1及び資料を收受
- ④ 同年7月4日 異議申立人から意見書2及び資料を收受
- ⑤ 同月25日 審議
- ⑥ 同年8月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、処分庁は本件対象文書を取得しておらず、本件対象文書は不存在であるとして、原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件不服申立て事件について、仮に再審査請求された場合に、国土交通大臣がやり取りする可能性がある関係機関は、特定地方公共団体、特定建築審査会及び指定確認検査機関であり、その他関係者としてやり取りする可能性があるのは、建築主、審査請求人等である。

また、同様に、これらの関係機関等から、国土交通大臣に提出される文書として想定されるのは、再審査請求書、裁決書、建築審査会において審議された資料等である。

しかしながら、本件においては、再審査請求がされていないため、上記関係機関・関係者から国土交通大臣に対してこれらの文書は提出されておらず、保有もしていない。

イ 建築審査会はその裁決について国土交通大臣に報告する義務はなく、再審査請求が行われていない段階で、国土交通大臣において、関係機関である特定地方公共団体及び特定建築審査会との資料のやり取りが行われることはない。

また、国土交通大臣は、指定確認検査機関に対し、その確認検査の業務に関し必要な報告を求める権限を有しているが、本件不服申立て事件について特定法人から提出させた文書はなく、建築主等と国土交通省の協議に係る文書等についても、作成も保有もしていない。

ウ 異議申立人の主張を踏まえ、改めて探索及び確認を行ったところであるが、本件対象文書に該当する可能性があるかと判断し得る文書の存在は確認されなかった。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋